| | | |
|---|---|---|
| 補助金等の精算による返還金の支出 | | △ 3,331,720,000 |
| 業務収入 | | 26,806,636,803 |
| その他預り金収入 | | 1,496,636,842 |
| その他業務収入 | | 1,474,316,119 |
| 小計 | | 13,818,766,226 |
| 利息の受取額 | | 196,415,717 |
| 利息の支払額 | | △ 167,482,643 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | | 13,847,699,300 |
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | | △ 5,469,485,967 |
| 有形固定資産の売却による収入 | | 840,879,263 |
| 敷金の差入による支出 | | △ 18,785,768 |
| 敷金の回収による収入 | | 269,535,066 |
| 施設費による収入 | | 1,142,922,850 |
| 定期預金の預入による支出 | | △ 36,602,807,792 |
| 定期預金の払戻による収入 | | 38,318,734,540 |
| 金銭の信託の減少による収入 | | 6,000,000,000 |
| 資産除去債務の履行による支出 | | △ 37,022,655 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | 4,443,969,537 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 不要財産に係る国庫納付等による支出 | | △ 232,031,580 |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | | △ 3,226,219,533 |
| 政府出資の払戻による支出 | | △ 406,993,533 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △ 3,865,244,646 |
| Ⅳ　資金増加額 | | 14,426,424,191 |
| Ⅴ　資金期首残高 | | 28,539,759,857 |
| Ⅵ　資金期末残高 | | 42,966,184,048 |

## 行政サービス実施コスト計算書

（平成24年４月１日～平成25年３月31日）

（単位：円）

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ　業務費用 | | |
| ⑴　損益計算書上の費用 | | |
| 業務費 | 106,556,428,213 | |
| 一般管理費 | 3,714,092,379 | |
| 財務費用 | 160,827,856 | |
| 臨時損失 | 11,753,725 | 110,443,102,173 |
| ⑵　（控除）自己収入等 | | |
| 納付金収入 | △ 18,315,365,000 | |
| 業務収益 | △ 27,723,265,510 | |
| 受託収益 | △ 92,376,598 | |
| 寄附金収益 | △ 16,523,334 | |
| 財務収益 | △ 304,865,971 | |
| 雑益 | △ 926,438,729 | △ 47,378,835,142 |
| 業務費用合計 | | 63,064,267,031 |
| Ⅱ　損益外減価償却相当額 | | 9,906,051,912 |
| Ⅲ　損益外減損損失相当額 | | 3,523,752,572 |
| Ⅳ　損益外利息費用相当額 | | 224,337,746 |
| Ⅴ　損益外除売却差額相当額 | | 2,033,174,925 |
| Ⅵ　引当外賞与見積額 | | △ 301,806,544 |
| Ⅶ　引当外退職給付増加見積額 | | △ 8,488,817,569 |
| Ⅷ　機会費用 | | |
| 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 | 367,258,714 | |
| 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用 | 2,346,604,800 | |
| 機会費用の合計 | | 2,713,863,514 |
| Ⅸ　行政サービス実施コスト | | 72,674,823,587 |

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務の実施と運営費交付金との対応関係を明らかにできる一般管理費の一部について、期間進行基準を採用しております。

それ以外の費用については、費用進行基準を採用しております。

これは、当機構の業務は多岐にわたっていること、また、それぞれが相互に複雑に関連し合いながら実施されていることから、個々の業務の達成度の客観的な把握や一定の期間の経過を業務の進行と見なすことが困難であり、業務達成基準及び期間進行基準を採用していないためです。

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法を採用しております。

３．金銭の信託の評価基準及び評価方法

償却原価法を採用しております。

４．減価償却の会計処理方法

有形固定資産の減価償却の方法については、定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ３～50年 |
| 構築物 | ３～60年 |
| 機械装置 | ２～17年 |
| 車両運搬具 | ４～６年 |
| 工具器具備品 | ２～20年 |

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

５．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

⑴　障害者雇用納付金勘定及び宿舎等勘定以外の勘定

賞与については、運営費交付金等で国から財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計上しております。

⑵　障害者雇用納付金勘定及び宿舎等勘定

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。